

令和6年度 秋の清掃週間実施要領

1 趣 旨

市内の全地域において、各家庭・公共の場所などの清掃活動を行うことを通じて、快適な生活環境を築くとともに、ごみの適正処理やごみ減量・資源再利用について啓発を図ることを目的とします。

2 主 催

盛岡市、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会、盛岡市きれいなまち推進協議会

3 期 間

令和6年10月1日（火）から10月7日（月）までとします。

4 実施内容

(1) 各家庭、事業所及び地域の取組

ア 各家庭や事業所において、日ごろ清掃の行き届かない場所をきれいにしましょう。

イ 地域内の公園や道路など公共の場所の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。

ウ ごみのポイ捨てをやめ、行楽地等に出かけたときは、ごみを持ち帰りましょう。

エ ごみの分別や排出時間などのルールを守り、ごみ集積場所をきれいに保ちましょう。

オ 資源として再利用できるものやまだ使えるものは、リサイクル活用しましょう。

カ 事業活動に伴って出るごみは、自己処理責任の決まりに従って処理しましょう。

(2) 盛岡市の取組

ごみの適正処理、ごみの減量、資源再利用などについて、回覧などを通じて周知啓発を図るとともに、清潔の保持などきれいなまちづくりの呼びかけを行います。

5 ごみ等の処理方法

(1) 盛岡・都南地域

市道や公園で発生した草や枝の処分については、できるだけ集積し、次へお問い合わせください。なお、少量の場合等は、分別方法及び収集日程に従って、地域のごみ集積場所に出してください。

ア 道路（市道）の草や枝

・・・道路管理課 維持係（TEL：613-8543）

イ 公園みどり課が所管する公園の草や枝

・・・公園みどり課 花と緑の管理係（TEL：639-9057）

ウ 注意点

(ア) お問い合わせの際は、回収した量・場所（公園名等）について、詳しくお伝えください。

(イ) ごみ（草木含む）の出し方は、通常の分別方法に従ってお出し願います。

(2) 玉山地域

清掃に伴って発生したごみは、事前に玉山総合事務所税務住民課（683-3805）に連絡をしていただき、地区のごみ集積場所の脇に置いておいてください。

(3) 全地域共通事項

事業所につきましては、事業活動に伴って出たごみとなり、町内のごみ集積場所に出せませんので、収集許可業者に依頼するか、事業所として市等の処理施設に搬入してください。